

第 1 0 回

新市建設計画作成等小委員会会議録

平成 1 6 年 4 月 3 0 日（金）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第10回 新市建設計画作成等小委員会

○日時 平成16年4月30日（金） 午後2時

○会場 尾西市役所 2階 大会議室

○出席委員（14名）

委員長	丹羽 厚詞	尾西市長	副委員長	山口 昭雄	木曾川町長
委員	谷 一夫	一宮市長	委員	神戸 秀雄	一宮市議会議員
〃	浅野 長祥	尾西市議会議員	〃	川合 正高	木曾川町議会議員
〃	豊島 半七	一宮市学識経験者	〃	佐野 豪男	一宮市学識経験者
〃	吉田 弘	尾西市学識経験者	〃	上田 芳敬	尾西市学識経験者
〃	葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者	〃	杉本 尚美	木曾川町学識経験者
〃	神藤 浩明	学識経験者	〃	加藤 勝也	学識経験者

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 合併に係る基本的事項について

新市建設計画（案）について（協定項目25）

(2) 提案事項

協議新市第1号の2 合併の期日について（協定項目2）

(3) その他

今後の新市建設計画作成等小委員会開催日程について

3. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせいたしました。皆様、おそろいになりましたので、ただいまから「第 10 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 新市建設計画作成等小委員会」を開催いたします。

本日の出席状況は、委員 14 名全員がご出席となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、丹羽委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

○丹羽 厚詞委員長

皆様、こんにちは。第 10 回目ということで、はやもう 10 回になるということで感慨深いものもございますが、本日はご出席いただきまして誠にありがとうございました。また、傍聴の皆様方も本当にありがとうございました。早速ではございますけれども、議題の方に入らせていただきたいと思います。

それでは、1 番目に「新市建設計画（案）」についてご協議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。それでは、お手元の小委員会の次第を見ていただきたいと思います。

まず、議題の（1）といたしまして「合併に係る基本的事項について」ということで、「新市建設計画（案）」について、まず、こちらの方をご説明申し上げたいと思います。

資料別冊 1 の「新市建設計画（案）」をお願いしたいと思います。少し厚めの冊子でございます。これにつきましては、前回、この案をお示し申し上げまして、各委員さんからいろいろご意見を頂戴いたしました。今回はそのご意見を踏まえまして、修正したものをご提示申し上げるといった格好でございます。

はねていただきまして、1 ページをお願い申し上げます。一番下でございますが「行財政基盤の悪化への対応」のところでございます。下から 2 行目「行政の合理化・効率化を一層進めていくとともに」ということで、アンダーラインが引いてあるところが前回からの修正箇所でございますが、委員さんのご意見を踏まえまして、効率化のみならず合理化といった文言を一言入れさせていただきました。

はねていただきまして、2 ページをお願い申し上げます。2 の「計画の位置付け」の項で若干事務局として逃げた表現になっているのではないかといったご意見がございまして、ここもアンダーラインの部分でございますが、「財政計画も含め、執行状況を毎年度検証し、乖離が生じた場合、改善策を講じるなど適正な進行管理に努めます。」といったことで、文言を少し修正させていただいております。

少し飛びますが、30 ページをお願い申し上げます。30 ページの一番下でございますが、③の「市街地の整備」の欄でございます。木曾川町の委員さんから、JR の木曾川駅については、もう従前から計画に上がっていたのですが、名鉄の新木曾川駅についても、周辺を含めた整備をというご発言がありまして、具体の主要施策の中にこれを盛り込むという

ことは、今の時期では少し難しいということでございますけれども、これが10年間のうちに実施できるということになってくれば、特例債の対象になる可能性もあるものですから、何かの表現をしておいた方がいいのかなと考えまして、下から3行目でございますが、「鉄道駅周辺等において」といった文言を加えさせていただきました。あと、下から2行目でございますが、「各種面整備を進める中で、街路、公園、鉄道高架」等の具体の名称も併せて加味させていただきました。

続きまして、32ページをお願い申し上げます。(2)の「施策の方向」のうち、①「住民参画の促進と新たな住民参加・協働の仕組みづくり」ということでございます。これは従前は、住民参画の促進というのが①、新たな住民参加・協働の仕組みづくりというのが⑤といたしまして最下段にあったわけでございますが、内容が同じようなものでありますので、離れて構成するのも少し変かなということでございますので、①として「住民参画の促進」の後に「新たな住民参加・協働の仕組みづくり」というのをタイトルに入れまして、文章も合体させたといったことでございます。その最後の2行でございますが、「その第一歩として云々」という表現は、前回の会議のところで、最終的に事務局案を提案し、また、山口町長さんからの修正の意見も取り入れたものをたたき台として、今回、掲げております。またこれにつきましては、後ほどご議論いただくところと考えております。

はねていただきまして、34ページをお願い申し上げます。一番下の③「財政運営の効率化」でございます。これもやはり最初の1ページのところで、合理化・効率化というところをもう少し積極的にといった発言を受けまして、アンダーラインのところでございますが、「定員適正化計画に基づく職員定数の積極的な削減」といった文言をつけ加えさせていただきました。

36ページをお願い申し上げます。「県事業の推進」となっておりますが、これにつきましては2市1町、県に要望する事業をいろいろ挙げまして、県との調整を図った結果、県の方から、これは2市1町のこの建設計画の中に載せてもいい事業であるというお墨つきをいただいた事業を掲示させていただいたものであります。ただ、やはり2市1町において、まだ自分のところの市としては、自分のところの町としては、まだこれもやってほしいという要望が当然のことながらあるわけございまして、ただ、県としてもやる予定のないものを載せるわけにはいかないということでございますので、この表の上のところ、「なお」の後のところでございます。「なお、新市としては、従来から懸案となっている事業で、下表に記載のない事業についても県との緊密な連携を図りながら、引き続き促進するよう努める。」といった文言を一言入れさせていただきました。

はねていただきまして、38ページでございますが、第7章「財政計画」でございます。これにつきましては、別途資料、別冊3のA3の横長の資料「財政計画の見直しについて」という資料をお願いしたいと思います。1ページでございますが、大きく縦に3つの枠があります。一番左が従来の推計、真ん中が見直しの推計の結果、一番右がその対応策と見ていただきたいと思います。一番左の従来の推計の欄を見ていただきますと、前提条件といたしまして、14年度決算ベースをもとにしていると。あとは建設計画などの協議が条件

のところに入っているといったことで推計をしたわけですが、ご存じのように16年度予算編成の段において、国の方から大幅な交付税の削減、あるいは臨時財政対策債というのも減らされまして、このまま14年度決算ベースの財政推計では、将来的に大きな乖離が出てくるだろうといったことで、見直し後というのは、ここに「制度変更に伴う事項等（三位一体の改革など）」と書いてございますが、こういった要素を入れながら、再度推計したものでございます。歳入のところ、これも左の方に点々で区切らせて、細かいところが書いてございますが、地方税の増、あるいは地方交付税の減、所得譲与税の新設等々の要素を入れ、あるいは歳出においては、扶助費等の増減、普通建設単独事業の減、公債費の減といった要素を加味して、再度つくり直しました。

また、もう一点、新規事業の事業実施時期見直しといったことで、消防署の耐震を前倒しで実施する。あるいは振興基金40億円でございますが、1年間、17年度の積立を2年間に分けたといった要素を入れてつくり直したものでございます。

この表の従来の推計と見直し後の下段の方を見ていただきますと、累積収支という欄がございます。合併した場合、合併しない場合、それぞれの収支が載っております。従来の推計でいけば、合併した場合10年間で41億2,700万円、一応プラスになるといったことでございます。逆に合併しない場合は、10年間で2市1町で155億9,100万円の赤字になるといった推計でございました。これが見直し後はどうなるのかといったことでございますが、合併した場合の10年間の累計が▲の51億2,900万円、合併しない場合が10年間で▲の245億4,900万円ということございまして、かなりシミュレーションとしては厳しい数字になっております。ただ、従来の推計の欄を見ていただきますと、合併した場合の10年間の累計が41億2千何がしのプラス。しない場合は10年間で▲の155億円ということを見ますと、合併の効果としては、約200億円あると読み取れるかと思えます。見直し後のところを見ていただきますと、これも10年間、合併した場合が▲の51億円、合併しない場合が▲の245億円といったことで、これもマイナス同士ではあるものの、合併の効果としては、やはり200億円弱あるといったことになっております。

さて、一番右の対応策でございますが、推計は推計として、単年度でこの年は赤字、この年は黒字と出したわけでありませぬけれども、自治体の収支というものは、今年が赤字で、今年が黒字でしたというわけにはまいりませぬので、推計上、ではどうしたのだといったことでございますが、単年度で赤字が出た場合は、一番上でございますが、「単独事業の一層の削減」ということで単独事業を減らす。それから、黒字が出た場合は「積立金の増」といったことで、それを積立金に計上し、対応したということでございます。

はねていただきまして、2ページ、3ページをお願い申し上げます。合併後、あるいは合併しない場合の、それぞれの市町の単年度の赤字、黒字、あるいは財政規模に対する収支割合という表をつけさせていただきました。大変細かくて、見づらくて申し訳ありませんけれども、左が見直し後、右が見直し前ということでございます。合併しない方を見ていただきますと、一宮市、尾西市、木曾川町、すべて状況は悪くなっている。見直し後の方が悪くなっている。16年度予算ベースですので、当然厳しい予算になっているわけでご

ございますから当然のことだと思いますけれども、今、申しました、財政規模に対する収支割合、これは折れ線グラフで表したものでございます。その折れ線グラフが、右から左、見直し前から見直し後へ移ると、すべて押しなべて下がっているといったことがおわかりいただけるかと思えます。翻って、では合併した場合はどうなるといったこととございますが、従前の推計では、合併した場合、17年度、18年度は赤字ですけれども、18年度以降は黒字に転ずると。しばらくは黒字が続くといった推計でございましたが、見直し後においては、合併後17年度から8年間、依然として厳しい状況は変わらないといったこととございます。やっと9年度目から黒字に転ずるといったことで、先ほどの建設計画の中でも申し上げましたように、急激に財政が豊かになるというわけにはまいりませんので、一層の合理化・効率化に努めなければならぬといったことが重要なことと思っております。

13ページをお願い申し上げます。「収支調整」と題をつけさせていただいておりますが、先ほど、単年度に赤字の場合は単独事業削減、黒字の場合は積立金にと申しました。この黒く塗ったところ、数字が白抜きになっているところがそうでありまして、例えば17年度の欄を見ていただきまして、黒塗りの欄でございますが、普通建設事業費のところ、その間隔を調整したということとございます。その17年度の推計額というところを見ていただきますと140億4,300万円という数字になっております。その下の括弧の収支調整額、これが▲9億1,900万円。この17年度で合併した場合でも、単年度で9億円の赤字が出る。これを赤字のまま放っておくわけにはいきませんので、本来の推計額の14,043から919を引いて、その上の6の普通建設事業費13,124、この数字に調整をさせていただいたとお読み取りいただきたいと思えます。あと18年度、19年度、全部一緒でございます。

今度は単年度黒字の場合でございます。25年度を見ていただけますでしょうか。25年度の黒塗りの下の段でございます。積立金の下のところとございますが、推計額としましては5,800万円の積立金であるといったこととございますが、この年に5億1,000万円余の黒字が生じますので、58に513を足して上の571、5億7,100万円がこの25年度の積立金といった調整をさせていただいております。

この収支を調整した結果、先ほどの新市建設計画の40ページでございます。あっちこっちに飛んで申し訳ございません。40ページの財政計画の全体を見ていただきますと、最終的にこのような調整をさせていただいて、歳入歳出が同額になっているといったこととございます。

ちょっと私、説明の順序を間違えましたけれども、先ほどの財政計画の見直しのA3の一番最後のページ、14ページをよろしくお願ひしたいと思います。一覧表にさせていただきまして「合併関連事業等について」ということで、それぞれの事業の着手の年度、あるいは事業費を掲げております。この一番下でございますが、消防署の改修（耐震）事業となっておりますが、これは平成23年度に着工という当初の予定でございましたが、一宮市の方におきまして、平成16年度に準備費といいますか、設計費が予算計上されておりますので、これは速やかな着工となってまいりますから、17年度に23年度から移行させていただいたということとございます。

一番下でございますが、地域振興基金（仮称）となっておりますけれども、これが単年度、17年度で40億円積み立てる予定でしたが、これも2年度に分割したといったことでございます。これらも財政計画の中に反映されております。

長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

ただいま、新市建設計画（案）について事務局から説明がありました。大きく分けまして、前回の小委員会を受けての修正点、県事業、財政計画、新市の自治のあり方の4つのポイントがあったかと思いますが、どの点についても結構でありますので、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、佐野委員さん。

○佐野 豪男委員

すみません。今のこの説明の前に、木曾川の町長さんにお尋ねしたいのですが。

2市1町の合併の根幹にかかわる木曾川町の住民投票について新聞等で読んでおりますが、今のこの議題に入る前に、少しその辺の説明と見通しをお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○丹羽 厚詞委員長

議題から外れることではございますけれども、どうしましょう。せっかくのことでするので、もし町長さんがよろしければお願いいたします。

○山口 昭雄副委員長

それでは、ただいまの佐野委員さんのご意見に対して、少し説明をさせていただきます。

木曾川町においては、3月定例議会で住民投票条例の制定を求める議会発議が行われました。これについてはご承知のように、僅差で否決という結果になりましたが、このときに賛否を分ける議論の中で、住民投票をやらないのならば、私がこの場でもずっと提案をさせていただいた地域内分権とか、地域内自治について、新しい制度ができた。それによって、例えば特別区を設けるなどの合併の方法もあるということ、住民に十分理解をしていただいて、その上で全戸の意識調査、できれば有権者全員に対する意識調査をやってほしいという条件が出されました。それはお一方のご提案であります、その条件を残して、結果としては否決になったと。

この議会で、同時に2,000人以上の署名を添えた、やはり同じ趣旨の住民投票条例の制定を求める議題請願が出されました。これについては、同趣旨とみなし不採択ということになりました。この結果を受けたと推察しておりますが、住民グループから住民投票条例の制定に対する直接請求に向けて署名簿が提出され、今、その署名のチェックをしているところであります。この署名の数が2,594人ということでありました。

こういった状況を受けて、私もいろいろと住民の皆さんの意識を自分なりに調べてきたわけであり、また、今後はその署名の内容もよく見てみなければいけないと思っておりますが、木曾川町において住民が、これまで住民説明会等を繰り返してきて、だんだん合併に対する認識が深まった、関心が深まったという時点で住民投票を求めるという積極

的な意思の表れであるとするれば、これは私は、放っておくわけにはいけないだろうと考えているところであります。私としては、今後は署名の内容等をよく検討して、またさらに住民の声がどこまで広がりを持っているかということを確認して、議会に私なりの意見を添えて提案するということになります。

その日程ですが、今のところだと、どうも参議院選挙前というのが日程的に非常に難しい。署名のチェックだけでも相当な時間がかかる見通しでありますし、無理が生じてくるというので、そうなりますと参議院選挙直後に告示をして、恐らく7月25日投票ということになるのではないかと、今のところは考えているところであります。住民投票ということが議会で決定を受けた後のことではありますが、住民投票が行われるとすれば、そういう日程になるだろうと考えております。

○丹羽 厚詞委員長

よろしかったでしょうか。

○佐野 豪男委員

よろしいですか。私、木曾川町の町民ではございませんので、そうとやかく言う立場ではございませんが、2市1町合併協議会ということで、今日、ここまで進んできました。私の個人的な考えとしては、先の木曾川町の議会さんの方で住民投票が否決されたという経緯もございますので、そこを重く感じ取っていただきまして、また議会で賛否を問われるということではなく、合併の方に向けてお話を進めていただきたいと思います。以上です。

○山口 昭雄副委員長

住民投票を行うか行わないかについては、私も住民説明会などで繰り返し説明してまいりました。代議制のルールにのっとって、選ばれたものが責任を持って進めていくのだということを言ってまいりました。ただし、例えば町長の説明不足で、説明責任を十分果たしていない、議会にも最終決定を任せるわけにはいかないと住民が判断された場合、あるいは十分に理解はするが、自分たちの手を下して最終決定に加わりたいということを住民が求められる場合は、私はそれを拒否する立場にないと説明をしてきましたので、そういうところに至っているのかどうかということ判断しなければならないと判断しているところですので、要は議会の決定権は非常に重みのあることではありますが、住民が今、どの程度の認識の度合いに達しておられるかということ尊重しなければいけないと私は思っております。

○丹羽 厚詞委員長

はい。

○佐野 豪男委員

せっかく川合議長さんがおみえですので、議長さん、コメントをひとつお願いします。

○川合 正高委員

どうも、大変ご心配をかけて申し訳ございません。

先般、議員提案として出てきたときの場合は、かろうじて否決という形をとったわけですが、新しく住民ということになると、また考えも若干違うようがございますので、それ

なりの進み方になってこようかと思いますが、私の立場としては、あくまでも合併は必要であり、住民投票については反対でございますので、それは貫くのですが、情勢としては非常に厳しいと捉えていただかなければいけないのではないかと、現時点ではそのような状況でございますので、よろしく願いいたします。

○丹羽 厚詞委員長

はい、よろしいですね。

それでは、議題を戻しまして本論に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。

○吉田 弘委員

「合併関連事業等について」のところで、木曾川河川敷公園整備事業、事業予定位置というものが尾西市で、13億7,200万円ここにうたってありますが、これは全域と書いていないので尾西市だと理解してよろしいでしょうか。

○伊神 正文事務局課長

これにつきましては、この予定地域は尾西市でございますが、すべて新しい市において実施していく事業でございますので、この13億何がしが尾西市の負担ということではなく、新市においてこれだけの事業費をこれに執行していくと。

○丹羽 厚詞委員長

いや、対象エリア。

○吉田 弘委員

尾西地域だけということですか。

○伊神 正文事務局課長

おっしゃるとおりでございます。尾西市のエリアの公園整備ということでございます。

○吉田 弘委員

ありがとうございました。

○山口 昭雄副委員長

一つ、いいですか。

○丹羽 厚詞委員長

はい、どうぞ。

○山口 昭雄副委員長

36ページの「県事業の推進」についてですが、尾張事務所長さんもお出席ですので、あえて申し上げますが、過日、県から「合併支援方針の決定について」という文書がまいりました。それによりますと、建設計画に挙げられているものについては県として支援を強化していくとうたわれていたと思います。このことについてですが、今、挙げられているものを見ますと、木曾川町に限って言えば、これまで県事業として強く推進を求めてきたものが、例えば県道、これが挙げられていない。私の方の担当者も合併事務局も非常に努力をしていただきましたが、どうしてもそこまでは結果が得られなかったということであり、そのために先ほど説明があったように、表の上の一番下2行が加えられたわけであ

りますが、先ほど言いました支援方針の決定についてという文章を見ると、逆に解釈すれば、ここに載っていないものはやらないとしか読めないわけであります。ただし、これは県庁の各担当部局にわたることでありますので、一概に言えることではないかもしれませんが、一方、合併推進担当の部局からは、再三にわたって、知事のお膝元であるから、ここだけはとにかく合併を推進してもらわなければならないという声を聞いてまいりました。

ところが、逆に、そういう特別な、目をかけてもらっている地域に対して、この県事業の推進ということでは、特にこの合併に際して住民の期待に応えるという、言い方は悪いのですが、目玉のようなものは考えていただけなかったということであります。特に合併の場合、編入される部分について住民の理解を得ていこうと思うと、やはり県の事業で相当これまで住民が強く要望してきたものがなかなか進まなかった。そういうものがひょっとしたら動き始めるという期待感というものが、メリットを示すという意味では大変大切なことになると思います。県のご当局といろいろとこれについて交渉させていただく機会も用意されると思いますが、特にこの合併推進について住民の理解を得るための県の支援というものを具体的に示していただきたいと思いますので、その点、よろしく願います。

○加藤 勝也委員

北通線等のことでしょうか。

○山口 昭雄副委員長

ほかにも、木曾川古知野線、南通線がございます。県道としては木曾川町の場合、一つのセットのようなものです。

○加藤 勝也委員

そうですね。ご指摘があるところについて、私どもの担当もかなり調整をさせていただいておりましたが、その結果、今回、36 ページ「県事業の推進」に挙がっている事業となったわけでございます。

このことについて、私ども、それぞれ担当の方と鋭意調整させていただきまして、結果がすべてですから、努力は関係ないというご意見もあろうかと思いますが、このことについては、真摯に我々の方も引き続き県の建設事務所の方と協議させていただいておりますので、決してこれで終わりというふうではございません。これからすぐに財政事情が良くなるとは申し上げられませんが、今日もお書きになっておられますように、引き続き促進していこうという考え方、それはお持ちいただき、私どもとしても同じ気持ちを持ち続けながら、この10年間に少しでも、前進するような努力はしたい。あまり格好いいことは申し上げられませんが、そのように考えているわけであります。

10年間で格好よく県が、整備するといいたいところですが、現実的には非常につらい調整となったわけであります。しかし、くどいようですが建設事務所には幾度となく申し上げておりますし、これからも事務所としては総合調整機能を図るという役割もございまして、大いに私自身は努めていきたい。今のところはこのようなご回答をさせていただきたいと思うのですが、よろしく願います。

○山口 昭雄副委員長

一つつけ加えますが、木曾川町のことだけを要望しているわけではありませんで、例えば一番下の方の鉄道高架で、尾西市の開明地内というのが特にここには取り上げられなかったといういきさつもありまして、やはり尾西市においてこれまでそういうものが住民に望まれてきたものであるとすれば、それが載せられなかったということは、さっきも言いましたように、合併によって一步後退するのではないかととられる恐れもありますので、その辺のところ、後でつけ加えて修正された、表の上の2行を特に強く意識していただくように再度お願いします。

○加藤 勝也委員

今、町長さんがおっしゃられること、私も全く同じ考えであります。しかし、担当部署のところの話を聞くと、やはりどこの部署でもそうですが、申し訳ありませんが、客観的に優先順位等をつけながらやっていることも事実でございます。

今日、ここへお邪魔する際に、尾西線の問題となっている苅安賀、開明の地点を見せてもらいました。見せてもらったというより、通ったといった方が正しいわけでございますが、ここが採択されない箇所かと、非常に残念な気持ちで見てきたわけでございます。このゴールデンウイークの折でありながら、あの交通量でございますので、事業の必要性は十分感じたわけでありまして、そんなことで、お地元のお気持ちはわかっておるつもりですが、私の立場としては今のところこのようなお答えをさせていただきたいのですが。

○山口 昭雄副委員長

はい。

○丹羽 厚詞委員長

この件につきましては、私も発言させていただこうと思っておりました。木曾川町長からお話が出ましたので、意見として申し上げたいと思うのですが、この県事業の推進の、今、出ました鉄道高架については、私はこの県の答えが、そのままそのとおりだと思いません。こういった検討をいただいた後も、まだこれ以上載せることができないものなのでしょうか。例えば、今、具体的に出ました尾西市における開明の高架事業でありますけれども、これは事実、県の方の担当者が将来的にはやっていくと回答を出して、現実的に東海北陸自動車道は、2階建てといたしますけれども、高い高さに設定をしました。そしてまた、踏切の部分は、言ってみれば誰もが、何でこんな不自然なぐにゃぐにゃした取りつけ方をしてあるのだと思うのではないのでしょうか、そのときの回答では、一時的なものである、将来的に高架にすれば、これは解消できるという回答を、市議会の委員会でも県の方がしているわけでありまして、こういったものについて合併の協議において、逆にマイナスになることは決して許されるものではありません。これは尾西市と県の問題であるかもしれないのですけれども、あくまでも合併するしないにかかわらず、今までと同様のかたちでこの高架事業というのは県として取り組んでもらいたいということで、今日に至るまでも働きかけはしているわけでありまして、最終的に県がどこまで記述的に載せてくるかという事に関しては、まだ私はこれが最終的なものだとは思っておりませんし、主張

していこうと思っているところではあります。

当然、この尾西市の開明地区の高架にしても、ただ単に高架にするだけでは意味がないことでありまして、同時に土地区画整理なり何なり、総合的な開発をしていかなければいけないという中で、尾西市としてもまちづくり検討委員会の検討材料にもして進めようとしてきたところでありまして。そういった中で、短期間、すぐにやれるものではないということは十分わかっております。ですから、10年以内にどうなるのか、10年以内に完成するのかということではなく、あくまでも将来に向けては高架としていくという流れの中で県としても検討するという取り組みをしっかりと持っていきたいと思っておりますので、その辺のところは、私はこの県事業の推進については、これからの県との打ち合わせで、まだ何とか前進できる部分があるのではないかと、あるいは書き方として、今回、つけ加えた「なお、新市としては従来から懸案となっている事業で、下表に記載のない事業についても云々」という話でありますけれども、ここをもう少し拡大できないものかという思いはあるわけでありまして、その辺はもう少し考えていただきたいと思っております。

ほかにございますでしょうか。はい。

○浅野 長祥委員

今、丹羽委員長さんが言われましたことについてであります。県事業の都計北尾張中央道整備と書いてありますけれども、平成8年の、毎年これはやっておみえになりますけれども、江南市で促進委員会というものがありますが、平成8年に行ったときに、既に江南市の方は4車線にしてほしいという話を盛んに県に言ってみえました。そこで尾西市は何もやっていないではないかと。たとえ少しでもいいから、南の方から整備をしてもらわなければいけないと、当時、森 秀夫市長のときでございましたが、江南市の4車線の方を許していたら、一生尾西市から計画されていることはできないのではないかとということで、県を通じていろいろ掛け合って、ようやく現在の状況ですが、これは黙っていると、いつになったら北尾張中央道ができるのでしょうか。30年前に計画されて、私が死んでもこれができないのではないかと、私は本当に危機感を持ってお願いしなければいけないと思っております。

それで、15年ぐらい前に、私の住んでいる三条地区ですが、もう買収にかかるという、一時そういう話がありましたけれども、それは県にお金がたくさんあったときで、たまたま丹羽市長さんがここへ座っているわけですが、市長さんのお父さんが県会議員になられたときの話です。それから計画は消えて、現在のような状況になるということは、これは一宮市と合併してつながるものです、木曾川町も影響するだろうし、丸く循環するというので、それをつくることによって一宮市が発展するということは間違いのないと思っております。

それからもう一つ、私も途中から加わりましたので、既にこの話が出ているかもしれませんが、市街化調整区域と市街化区域の見直しということですが、これをやらないと尾西市というのは、これから発展する材料は何もないのではないかと私は思っております。というのは、昭和45年に線引きをされて、市街化区域、調整区域で、当尾西市では、

私はまだ若かりし頃ですが、私の親が市議員をやっていたときに線引きがされて、そのときにたまたま私の方は市役所に、本当に手に届くところですが、税金を納めたくないということで、いまだに調整区域。「今度、合併すれば、浅野議員さん、市街化になるかね」という期待を持っておみえになりますので、そういう点は一宮市長に聞いておかなければいけないのかもわかりませんが、たまたま東海北陸自動車道ができて、一宮西インターの西側はすべて調整区域でがらあきです。東は目まぐるしく進歩しています。私の方の尾西インターのところは、全て調整区域。だから、あの辺りにある程度新しい工場誘致をするにしても、調整区域では全然開発できません、沿道以外は何も建たないということになるとだめですので、そういう点をお願いします。

もう一つは、一宮市に尾西市と木曾川町が合併するというので、中心が多少変わってくるだろうと思いますので、その点の見直しを考えてみえるのか、考えていないのか、その点、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○丹羽 厚詞委員長

市街化区域、調整区域のお話は、事務局としては何か答弁することはありますか。

○伊神 正文事務局課長

この建設計画の中で、この都市計画部門といえば30ページの区画整理のところだと思うのですが、具体的に合併時に線引きを見直しているといった計画は今のところありませんので、建設計画の中にこの記述はございません。

○丹羽 厚詞委員長

この市街化、調整の線引きになるというものも、これは尾西市単独においても同じことでありまして、その地域の人といかに了解を得ながら進めていくかということでありますので、現時点、この計画の中に具体的なエリアを示してどうこうするというのは、ちょっと不可能ではないかと思うのですけれども、ただ、総合的な土地利用ということにおいては考えていかなければいけない部分だと思いますし、また、新市の中で旧市のエリア、境界が隣り合うようなところで、あまりにも差といいますか、違いがあるような部分というのは、やはり新市においても一つの計画の中で取り組んでいくべきではないかとも思うわけなのですけれども、そういったところは今、谷市長に少しご質問等があったようでありますけれども、いかがでしょうか。

○谷 一夫委員

本委員会でも、以前、吉田委員さんや上田委員さんから同じご発言があつて、それに対してお答えしたことがございます。今、浅野委員さん、ご発言の問題は、問題意識としてはどなたも強く持っていらっしゃると思いますが、ただ、新市建設計画の中では、将来的に今、おっしゃったような議論はさせていただいて、これは当然記録に留まりますので、そういったことで新市が誕生した暁に、総合計画の中で位置づけられて、それに従って、整備されていくと、このような方向性であるのではないかと思います。

それから中心が変わるということ、ちょっとこれはご質問の意味が十分理解できていませんが、市域が広がるわけでございますので、確かにおっしゃるような意味合いもあろう

かと思いますが、こういったことを意図的にどうこうしていけるのか、従来の中心市街地の活性化、あるいは再開発等々それぞれの地域で進められてきておりますので、そういったものを順次整備する中で、おのずと新しい地域づくりという部分も、出てくるのではないのでしょうか。今後とも、これもまた順次、新市の方向性を見きわめながら、そのときの状況に合わせて見直していくという話でもいいのではないかと考えております。

○丹羽 厚詞委員長

よろしかったでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

はい。

○伊神 正文事務局課長

先ほどの私のお答えの方で、市街化区域、調整区域の見直しについて、この中に記述がないと申し上げましたが、30ページの「施策の方向」の①の「総合的な土地利用の推進」という項目がございます。具体的にその線引きの見直しという表記はもちろんないわけですが、「新たな都市計画マスタープランを策定し、適正かつ総合的な土地利用」といった表現を書かせていただいております。今の谷市長の話と若干重複する部分が出てくるかと思いますが、新市においてこのマスタープランの中でこういったことも検討しているといったことになろうかと思っております。以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

ほかにございますでしょうか。

建設計画の方に主に質問が出ておりますので、私の方ももう一点、お伺いしたいのですが、一番最後の関連事業等についての図に幹線道路の整備で、一宮市、尾西市にまたがる方の新一宮尾西線が載っていないのですけれども、今までも建設計画の素案の方はしっかり載せられていたもので、当然落ちていることはないかと思っておりますけれども、これも同様に並べて載せていただければ誤解がないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○坂田 一光事務局課長補佐

すみません。今、委員長さんからのご質問でございますけれども、A3の14ページ、横長の資料については、これは私ども、最初、財政計画を通じて新規事業として、財政計画上、上乘せしようと思った事業を中心に入れさせていただいているわけです。ですから、事業的には建設計画（案）の方の31ページのところをご覧くださいますと、ここの表の中に幹線道路整備ということで、新一宮尾西線というのが入っております。このA3の方の横長の資料は、財政計画上、新規に何を載せたかといったようなことを明示するための参考資料でございますので、建設計画の最終の形からは除かれるものでございますので、新一宮尾西線は幹線道路整備の市道の整備の中での優先順位は、この31ページをご覧くださいますと高い方であるということをご理解いただきたいと思います。

○丹羽 厚詞委員長

確認の意味でありますけれども、これだけ出てしまうと、知らない間になくなってしまったのかという誤解を招きかねないので、改めて述べさせていただきました。

新市建設計画の方はいろいろと出ておりますけれども、それ以外に何かございますでしょうか。はい。

○神戸 秀雄委員

前々回からですか、いろいろと議論されておりますけれども、32ページの「市民と行政の協働が織りなすまちづくり」です。この(2)番の「施策の方向」という中で「さらに」それから「その第一歩」という4行がございますが、私ども地方自治体の行政運営というのは、地方自治法に則って進められておりますが、釈迦に説法で当然のことでございますが、現在の住民参加とか住民参画という概念は地方自治法制定時にはなかったと思っております。そのためにルールづくりをとすることは大変重要な、必要な考え方で理解はできるのですが、ここにありますように、「その第一歩として施策分野ごとに計画段階から市民参加を募るなど云々」がありまして、「条例化も視野に入れて取り組んでいきます」とあります。その前の行です。「さらに、住民主体のまちづくりを目指し、新市における住民自治の基本理念、新たな住民参加・協働の仕組みの制度化やルールづくりを進めます」と。この制度化とルールづくりが、いわゆる条例化ということの意味しておりまして、このところ少し各論に入りすぎてダブっているような感じがいたしますので、「その第一歩として」以下はいらないのではなかろうかと私は考えるのですが、皆様方の多数のご意見によってお決めいただければ結構ですけれども、私はそう思っております。

○丹羽 厚詞委員長

これにつきまして、ほかのご意見はございますでしょうか。

前回の議論を受けて、事務局とも相談して、どういった形で載せていくのが一番皆さんにもわかりやすく、また誤解が起きないで理解いただけるかということで、5番目にあったものを1番目に持って行って一つに統合したということで、一つ一つの施策に対する住民参加と、もう一つはまちづくり全体での住民参画という二つを一つにまとめさせていただきました。その中で何度も同じような記述があるのではないかとありますが、私としては、これは委員長の意見ではなく、個人的な意見ではありますが、十分内容としてはこの方がよくご理解いただけるのではないかと思います、今、提案としてもこういった議案で出させていただいたわけでありまして、ほかにご意見がございましたらお願いいたします。

○山口 昭雄副委員長

私の意見を言います。今、神戸委員がおっしゃったように、あまり漠然と文言を使うと、同じことを言っているのではないかという誤解が生じる。ですから私は、自分の主張としては、具体的にまちづくり基本条例であるとか、住民自治基本条例というような仮称を入れるべきだと考えてきました。そういうことによって同じことを繰り返しているのではないかとというとらえ方は避けられると思います。

同じことを繰り返すことになるのかもしれませんが、これまで合併議論を続けてきて、やはり一番我々が考えなければいけないのは、合併によって市域が、つまり行政区域が広がることによって、行政が住民から遠ざかっていくのではないかという不安が大変強い

と。これは先に行われた住民の意識調査の合併についての不安の2番目に挙げられているようなことで、こういったものをどうやって解消していくかが示されないと、この合併の必然性、あるいは合併に対する期待というものは得られていかないと私は思います。

そこで地域内分権ということを任意の協議会から申し上げてきたのをはじめとして、それをより協議の推移の中で新市において実現されやすいと思われるようなものとして、新しい自治のあり方について何かこの建設計画に明記をしていこうと考えてきたわけであります。

私にしてみると、それは一つの後退でありまして、地域内分権というものをはっきりとした形で進められるようにこの協議が行われていくべきだと考えてまいりましたが、先ほど、神戸委員さんのお話の中にもありましたように、現行の法制度の中ではそれは望めないということで、県の代表の委員さんの意見としても、それは特例法がさらに改正されてからの話であるから、17年4月以降の問題だということで、なかなか皆さんの意識の中に取り上げていただくわけにはいきませんでした。

ところが、先ほども申し上げましたが、地域内分権について制度化というものが実現して、新しいまちづくりというものも可能だということが、我々にも明らかになってきたわけです。先ほども申し上げましたが、議会の内部でもそういったことに重点を置いて、もう一度考え直したらどうかというご意見も発生してきたわけであります。そういうものは、やはり確実に地方分権の流れというものが進んでいるのだということを示すものであると思います。地方分権が進むということによって、国と地方の関係、国の形が変わっていく、大きな変革が行われていくということになればいけませんし、その自治体の改革もそれに伴って行われていくべきだと。これは難しいことを言わなくても、必然的にそういうふう考えられるわけであります。合併というのがそういうものに対して大きなチャンスになるべきだと。合併というのはそれぐらいのエネルギーを生み出すものだとは期待をしてきたわけではあります。

ですから、本当に住民参加型の、いわゆる市民社会の形成に、この合併が一つの契機になるということを経験中の皆さんの意識の中にどうしても持っていたきたいと考えてきたわけでありますので、これを現在こういう状況で市政が運営されているからという理由で後退を余儀なくされるということについては、私はやはり合併の意味というものを問い直さなければいけないような事態であると思います。

新しい市民社会、意識の高い市民が生まれてこなければいけない。そういった状況の中では、やはり議会というものも新しいやり方が求められるのではないかなと思います。ですから、今、議会がこういう役割を果たしているから、これは議会とバッティングするものであるとか、矛盾するものであるとお考えになるよりは、やはり議会もまた新しい方向に向かっていくべきだとお考えになる方が、私は時代の流れに沿った考え方だと思います。決して矛盾するもの、議会をないがしろにするような考えを言っているわけではなくて、そういう方向に進んでいくということをお考えとして示せないかということで、私が最終的に申し上げているのは、近い将来、新市になってからこのような方向に動いていくべきで

はないかということでもありますので、そこのところをよくご理解いただきたいと思います。

私は合併の一番大きな意味の一つはこのこと、もう一つが具体的にどんなまちをつくっていくかという新市建設計画、この2本であると思っておりますので、この1本の柱がないがしろにされるということについては、私としては一步も譲るわけにはいきませんので、そのところは是非とも皆さん方、お考えいただきたいと思います。

○丹羽 厚詞委員長

前回の議論と同じような形になったわけでもありますけれども、今回の提案側といたしましては、あくまでもこの住民参画の促進と新たな住民参加・協働の仕組みづくりというのは、これは全員の皆さんが望んでいることだということにはよろしいかと思えます。その中で、では具体的にどうしていくかという事は、それぞれの違いがあるし、あってもおかしくないことでもあります。そして、もう一つ大事なことは、この住民参画というのを決して行政から押しつけるものではなくて、住民の自発的な考え方の中で、では具体的にはどうしていくかということを経験して考えていくべきことではないかと思えます。

では、今、この段階で、この中のすべての委員さんが納得できることを文にして書こうとしますと、問題がないように、書けば書くほど抽象的な言葉だけのことになってしまいます。ですから、多少はお互い、ここの部分はというご意見はあるかもしれませんが、書ける部分は何とか書き込んで、こういった文をつくらせていただいたわけでもありますので、できればこういった形で、お互い主張されることはよくわかりますけれども、ご了承いただければと思います。これ以上妥協策といいますか、中間策をとればとるほど曖昧な文になっていってしまうということもあり得ますので、できればこういった文でお願いをしたいと思うわけでもありますけれども、いかがでしょうか。

それでは、ほかにご意見はございますでしょうか。はい。

○谷 一夫委員

今、山口町長さんからお考えのお示しがございました。地域内分権の議論については、過去9回の小委員会の中でも、特に最初のころしばしば登場をしたわけがございます。それについては私も、その都度反論をさせていただいたわけがございます。つまり、合併して一つのまちになるときに、その地域の中で分権をして、一つのまちの中で地域ごとに行行政サービスを追及していこうというイメージでもしあるとすれば、それは合併の意味は一体どこにあるのかと、私は思っております。

前から例として出てきているのは、例えば北海道のように1,000平方キロメートルにも及ぶような広い地域の中に4つ、5つの自治体があって、しかも住んでいらっしゃる方は数万人という地域であれば、当然いろいろな条件が違うわけですので、地域内分権的な発想を用いて、エリアごとにまとまっていくということも、行政サービスを効率的に行うという面から意味合いがあるだろうと思えます。しかし、当地域のように、それほど広くない、端から端まで車で飛ばせば30分程度で行けてしまうという地域の中で、しかもかなり密集しているという地域の中で、そういうスタイルをとらなければいけないかという、大変疑問に思っております。

むしろ、町長さんの発想の根底には、以前にも、申し上げましたけれども、教育とか福祉の分野で木曾川町が本当に懸命におやりになっていたことを、できるだけ続けていきたいという思いがおりになって、そういった発想から地域内分権が出てくるのではないかと、このことを指摘をさせていただいたわけです。しばらくそのお言葉が出ていなかったわけですが、また久しぶりに出てまいりました。住民基本条例ですか、まちづくり基本条例ですか、どんな名前になるか、それはまた別として、その中に住民投票に関する条項はないということは前回おっしゃっていただきましたが、今度は地域内分権について書き込むべきだというお考えでもしあるとすれば、それは、ひとつここで十分に確認しておく必要があるのではないかと私は考えております。

それから、地域内分権が地方分権の一つの重要なファクターだという議論もありましたけれども、地方分権というのは中央政府に対する地方という言葉でありまして、必ずしも地域が再度細分化されて、その中でさらに分権的にいろいろなことをやっていくという意味とはちょっと私は違うと思いますので、その辺の混同があるのではないかと思います。そしてまた、地域内分権、地方分権と住民自治という部分が、またこれも一つになって議論をされていたような感じがしております。議会の新しい在り方を目指すようなことも必要だということをおっしゃっておられましたけれども、これは地方分権、地域内分権に若干関係があるのかもしれませんが、むしろ住民自治の部分ではないかと思います。

その中で住民参加型のお言葉もありましたけれども、確かにそういうことは必要でございますが、これは特に地域内分権とはまたレベルの違うといえますか、次元の違う話でありまして、そうしたことを考えなくても、十分に実現していけるし、議論していけるテーマだと思います。ですから、この条例化ということについても、町長さんのイメージの中に、そういった地域内分権ということも書き込むべきだというお考えかどうか、その点をお教えいただきたい。

○山口 昭雄副委員長

まず住民投票条例、常設型の条例を入れるということについては、そういうものを目指すものではないと申し上げました。あとは地域内分権ということと住民自治というものを混同しているのではないかと、このご意見であります。これは地方分権というものが、今、おっしゃったように国から地域に細分化されていく、地域内でまた細分化されていくという、いわゆる上から下の方向でとらえるだけの問題ではない。やっぱりそういう分権の必要性ということ突き詰めていけば、やはり住民自治、住民の自治のあり方というものに行き着く。そこからそれを積み重ねて新しい形をつくっていくというところに発展をさせていかなければいけないのではないかなと思うわけです。ですから、地域内分権というものも、ただ、今、制度化されたと言いましたが、特に考えられている特例区とか何かというものを設けようということ条例に盛り込もうということではなくて、もっと根幹的な、要は理念的なもので、住民の自治というのは新しく住民自身の手で築いていこうという、前は新しいまちづくりの憲法のようなものと言いましたが、そういうものと理解をしていただきたいと思っております。

また、地域内分権は以前から申し上げていたのは、一つにはいわゆる吸収合併といわれるようなものに、いきなり入り込んでいくということについては、住民の理解が得られないということから、段階的に旧市町に一定の権限を残しながら、だんだんと一体化していくという方向に進めていくのがいいのではないかということから、特に提案をしてきたわけではありますが、そういうことはまず、今、市長さんがおっしゃったように、ここまで進んだ協議の中で、新しい市の一体化ということを求めるときには、今、そこに立ち返るのはふさわしくないというので、私自身は後退と言いましたけれども、やはりここまで議論が進んだ上で、新しい市のまちづくりの根幹にかかわるものを、分権とか自治意識ということから考えていってはどうかということです。ですから、条例については前にも申し上げたように、新しい静岡市の条例をイメージしていただくとわかりやすいかなと思います。以上です。

○谷 一夫委員

少しはっきりしてきたところでございます。私どもが今、やっている行政のそういったことは、かつては住民の皆さんが自らやっていたことを、かなり行政が手を出すようになったという部分が随分あるような気がしています。この際、やはり本来行政がやるべきこと、そして住民でもできること、あるいは住民がやった方がいいこと、いろいろ仕分けの仕方があると思うのですが、そういったことをまたこの機会にみんなで議論をして、そして地域に住んでいる皆さん方、自らできることは自らでやっていくという、そういうイメージで住民自治を私はとらえておるわけですが、旧の市町に権限を残すということは考えないとおっしゃっていただいたから少し安心をしておりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○山口 昭雄副委員長

はい。

○谷 一夫委員

わかりました。

○山口 昭雄副委員長

では、もう一ついいですか。

○丹羽 厚詞委員長

はい、どうぞ。

○山口 昭雄副委員長

もう一つの意味は、やはり新しい市ができる、新しい市をつくるということについて、よく掛け声なんかで、まちづくりは夢づくりであると言われてますけれども、本当に合併で全く新しい市ができると思っている方が、どの程度あるかわかりませんが、そういうものを目指すとすれば、そういう夢づくりに自分も参加するのだということが、どこかで行われるべきだと。どこかというところが、私が考えるには、一番まちづくりの基本になる理念を定めるときに、やはりみんなが参画していただくような方法を考えるべきだということです。

○丹羽 厚詞委員長

はい、ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

○杉本 尚美委員

今、その下線が引かれてある部分について、文章としてどうするかということが問題だと思うのですが、実際、新市の建設計画を考えていくにあたって、文章が問題なのではなく、やはり中身が問題なのではないかということ一度確認しておきたいと思いません。しかしながら、今日の小委員会の中でやらなければいけないことというのは、文章化しなければいけないことだということ、少し、私の方からも話をさせていただきたいと思いません。

今まで、地域内分権とか住民自治という話が、またこの小委員会の中で出てきたわけなのですけれども、実際にほかの市町の例を見ますと、やはりこの地域と比べた場合、先進的な地域というのは、条例に至るまでに大抵 10 年ぐらひはかかっているということで、私たちの地域で住民参加・協働の仕組みづくりを考えていく上で、やはり 10 年前の段階であるということを念頭において我々は考えていかなければいけないのではないかなと思いません。そして、その 10 年前の段階として、今、合併協議の中で何を第一歩として考えていかなければいけないかということについて考えた場合、やはり協働の仕方が問題であると思うのですけれども、これも前回申し上げましたけれども、その仕方としては地域割りと、もう一つ、専門割りというやり方が例えばあると思うのですが、地域割りというやり方については非常に難しいということで、各住民が関心の高い、そして興味のある事項について深くかかわっていくところから、まちづくりにかかわる第一歩としてとらえるべきなのではないかなと思いません。そういう意味では、この文章、下線で書かれた文章なのですけれども、このような内容でいいのではないかということ私自身は思いません。

○丹羽 厚詞委員長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、ただいまの皆様方の意見を踏まえまして、事務局、これについて具体的に何かつけ加える部分、あるいは削る部分は、今までのお話の中ではなかったかと思いませんけれども。あと、県事業に対する考え方だけ、もう一度確認をしたいと思います。これが最終型なのか、それとも県に対する働きかけというものはこれからもやっていけるものなのかということについてだけ、説明願います。

○坂田 一光事務局課長補佐

県事業についてでございますけれども、現在、先ほどもご覧いただきました 36 ページに書いてある事業が、現段階で県から建設計画に載せる事業として回答があったものでございます。先ほど、委員長さんからもお話がありましたように、「下記の記載のない事業についても云々」という文言を入れさせていただいております。今後、これを 5 月 11 日の全体協議会にお諮りして、県の事前協議という形であります。その段階でも、鋭意この文章に基づきまして、県と個別に載せられる事業があれば調整をしていきたいと思っております。結果、だめになる可能性もありますけれども、個別に調整をしてみたいので、こ

れが最終型ではないということをご理解いただきたいと思います。

○丹羽 厚詞委員長

それでは、そういったことを踏まえまして、新市建設計画（案）につきましては、当小委員会の案として全体協議会にこの形で報告・提案することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

ただいまご承認いただきました新市建設計画（案）につきましては、第8回協議会にて報告・提案いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで休憩を挟みたいと思います。10分間、3時半までの休憩としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

○丹羽 厚詞委員長

それでは、時間もまいりましたので、会議を再開いたしたいと思います、よろしくお願いいたします。

続きまして議題2「提案事項」に入ります。協議新市第1号の2「合併の期日について」を事務局から説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

お手元の次第、はねていただきまして1ページ、2ページをお願い申し上げます。合併の期日であります。従前は2ページの方「合併の期日について」でございますが、第2回の小委員会決定事項とさせていただいておりますが、合併特例法の期限である17年3月を目標とするといったことで、今後の具体的な期日というのは、今後の協議の進捗状況等を勘案して、別途協議すると保留になっております。私どもの方、1ページの方に戻っていただきまして、事務局といたしましては、17年3月31日を今回ご提案申し上げるといったことでございます。

はねていただきまして、3ページ、4ページをお願い申し上げます。なぜ3月31日かといったことでございますけれども、3ページの「具体的な合併期日の検討」というところをご覧いただきたいと思います。今まで、今の調整方針のとおり、17年3月を目標としてきたわけでございますので、これがゴールで逆算して、議会の議決とか、協議とか、あるいは合併協議会のスケジュール等を考えてございます。17年3月は動かさないということでございますが、今、ご存じのように合併特例法の改正が国会の方で審議されています。事によっては3月31日以降という選択肢もあるわけでございますけれども、今、具体の3ページに掲げさせていただいた期日といたしましては、3月1日、それから3月の22日、これは3連休の後の火曜日になります。それから3月31日、4月1日、4月2日以降といった5つの合併の期日の案がございます。

この下に、この日程を判断するのにいろいろな条件があると。この条件の中でどれが適しているのかといったことで判断されていくわけですが、この欄の中で上から順番に言いますと、今までの協議結果との整合性、あるいは社会通念、それから窓口事務、支払事務、データ事務、この辺は行政サイドからの視点になってまいりますけれども、そういったいろいろな要素を検討いたしました。この表の見方といたしまして、丸がどちらかということと長所、黒丸が短所、三角はどちらでもないとお読み取りいただきたいと思いません。若干、事務局の独断の部分もあるかもしれませんが、このようにそれぞれの期日が見てとれると考えております。

私の方からは、この表の下から2つでございます。合併特例法関係ということで、3月31日までの日にちについては、現行の合併特例法が適用される。4月1日以降においても、今、申し上げたように、法の改正がなされればの話でございますが、17年3月31日までに申請がなされ、18年3月31日までの市町村合併については、現行の合併特例法が適用されるといったことでございますので、特例法の中に書いてある合併の特例債、あるいは交付税の算定替等が保証されるということでございます。このことだけを見れば、4月1日以降でもいいのかなというふうにはとれます。

その下でございますが、合併支援プラン等その他優遇措置とあります。これは3月31日までは現行の特例措置が適用されます。4月1日以降を見てくださいと、三角になっておりまして、合併特例法の経過措置延長に伴う特例措置以外の支援措置は不確定と書かせていただいております。先ほど申しましたように、特例債とか交付税の算定替というのは特例法の中に、法律の中に明記されていますので、これは保証される場所でありませぬけれども、その他の支援プラン、あるいは合併の補助金、こういったものは不確定、出るかもしれないし出ないかもしれないということでございますので、この不確定の要素のまま4月1日以降の合併期日を決定するのはいかがなものかと私どもは考えて、3月31日という日を提案させていただいたものであります。

ちなみに、4ページでございますが、先進事例等を書かせていただいております。(1)の方は、既に合併したところ、あるいは今後の合併の予定を別立てで表にさせていただきました。(2)の方は期日分析といたしまして、日別、1から31日までの日にちの中でどれが一番多いのか。それから曜日別、それとトータルの月日別の件数というのを挙げさせていただきました。これを見ればおわかりいただけるとおり、やはり1日というのが多いのは事実であります。特に4月1日、10月1日等が多いのでしょうか。ただ、今後合併しようとするところにつきましては、私どものように3月いっぱいを目標とするといった設定の協議会もかなり多いものですから、具体的にそれが3月31日になるのか、3月1日になるのか、まだ明らかになっていないところも相当あります。ですから、3月31日というのは、これは一応、41件となっておりますけれども、具体的に3月31日という指定した日ばかりでなく、3月31日までとするといったところも含んでおりますので、最終的にこの数が3月31日を全部合併期日にするといったことではありませぬけれども、3月31日という日にちも今後は増えてくると考えております。私からは以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

それでは、本日はただいまの事務局からの説明を受けて提案内容についてご協議いただきまして、必要な修正を加えた上で、各市町へお持ち帰りいただきまして、次回、小委員会としての意見を決めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

この合併の期日について、何かご質問・ご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。次回に決定していただくということでもありますので、考える材料として、では、私から確認の意味で発言をさせていただきます。

3月31日と4月1日の違いというのは、合併特例法以外の特例措置がどうなるか、まだ未確定であるという意味で3月31日の方がベストではないかという内容でありましたけれども、やはりその辺の可能性というものと、もう一つは、実質的に私たち尾西市、木曾川町というのは、9月の議会を経てからでないとな実際のデータ統合等の事務に入れません、そういった中で合併に向けて、本決まりとなれば補正予算を組んで作業に入っていくということでもありますので、9月の議会を経た後の補正予算対応での、例えばシステム統合、データ統合などで、住民に支障は出ないのかどうか、その2点についてご説明をいただきたいと思うのですが。

○伊神 正文事務局課長

まず、1点目の合併特例法以外の特例措置の不確定要素の確度といったことですが、今の段階でははっきりしたことは申し上げられないといえますか、私どもの方もこれ以上の情報は入っておりません。ただ、私どもが風聞といえますか、見聞きするところによりますと、広島県知事等はこの特例法の延長に大反対である。今まで17年3月31日を目指してきた自治体に対して、大変失礼な、ご無礼な法改正になると、かなり怒って見えるという情報は聞いております。そうしますと、総務省としては合併を推進していくということでやっているわけですが、そういった意見も無視できないのではないかと思います。ですから、例えば合併補助金が丸々出なくなるということは可能性としては薄いと思いますが、何らかの差をつける、17年3月31日までの合併のところには100%、それ以降は50%といった差をつける可能性もあるかと思っております。これ以上の情報は私どももありませんので、それ以上のお答えはご容赦いただきたいと思います。

もう一点、電算のシステム統合の話であります。今、委員長さんがおっしゃったとおり、今の予定でいけば16年9月議会に廃置分合の議案を提案し、ご議決いただくと同時に、合併関連予算を計上して、その後、執行していくわけですが、そうしますと、3月31日までですと6カ月、電算システムの統合の期間としては決して長くない、非常に足りないと思います。これも先進事例で大船渡市とか、東かがわ市といったところの事例も、詳細には検討しているわけではありませんけれども、例えば大船渡市の場合、間に合わなかったものは無理して間に合わせなかった。要は、住民サービスに支障を来すことはあってはいけませんけれども、例えば2市1町、システムが統合できない場合にFAX対応といった手段を可とすれば、これはできるかなと思っております。もちろん、すべての電算システムが3月31日に統合され、稼動していくのが望ましい姿ではありますが、それ

は各担当の方で精いっぱい努力はするものの、間に合わないものについては無理して間に合わせる必要もないのかなど。ただ、それについて、先ほどの重複になりますけれども、住民サービスに支障があってはいけない。その代替措置も検討しながらやっていくといったようなことで、今後、進めていきたいとは思っております。

お答えになったかどうかわかりませんが、以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

○山口 昭雄副委員長

一つ、お願いします。

○丹羽 厚詞委員長

はい。

○山口 昭雄副委員長

今の17年3月31日を過ぎた場合の特例法以外の補助金等に関する推測についてであります。私も問い合わせをしたりいたしました。その限りでは、17年度予算にかかるもの、補助金などあります。こういったものは今、我々各市がそういう目に遭っているのと同じように、そのときの都合で1割カットになったり2割カットになったりするということがある。それ以外に、今の、特に差をつけて期日内でできたところとできないところをどうしようという話は、ちょっと具体的には聞いていませんが、どの程度の情報なのか、もう一度詳しく、どこからそういう情報があったのか、ただ広島県知事の言っておられることをこちらで解釈したのか、あるいは総務省の方でそういったことを検討しているという情報なのか、その辺のところだけ聞かせてください。

○丹羽 厚詞委員長

はい。

○伊神 正文事務局課長

先ほど、説明させていただいたように、総務省としては合併を推進する立場でありますから、総務省の方から補助金内容、4月1日以降だからといってカットすることはないと思います。ただ、これにつきましては国の財政を握っているのは財務省であります。総務省がゴーと言っても財務省がだめと言えば、それは総務省の思うとおりにはいかないといったことございまして、それはどの程度、正確な話かということございまして、皆様方が、なるほどと納得できるような情報源はありません。私どもが県、あるいは県を通じた国の情報ではっきり言っているといったことは、今のところ何もありません。ただ、出ない可能性があるというだけの話でございますので、なかなか私の説明ではご納得いただけないかもしれませんが、それ以上の情報はございません。

○山口 昭雄副委員長

はい。

○丹羽 厚詞委員長

ほかにございますでしょうか。

ご質問等もないようでありますので、この協議新市第1の2「合併の期日について」は、本日の調整方針案、3月31日という案を各市町にお持ち帰りいただきまして、関係した方面でのご意見を集約いただいた上で、次回、小委員会としての意見を決めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に議題3に移りたいと思います。議題3「その他」について、事務局からご説明をお願いします。

○森 輝義事務局長

それでは、次第の1ページに戻っていただきまして、その他のところでございます。次回「第11回 新市建設計画作成等小委員会」は、6月29日火曜日、午前9時半から、本日の場所から変更いたしまして、一宮地場産業ファッションデザインセンター2階の第1会議室で開催いたします。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしく願いいたします。その他については以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

はい、ありがとうございました。

本日、予定しておりました議題は以上であります。長時間にわたりまして熱心なご協議をありがとうございました。

午後3時48分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成16年5月14日

会議録署名委員 丹羽厚詞 (自署)